

江戸川区景観条例

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 景観計画の策定等（第九条—第十三条）

第三章 行為の規制等（第十四条—第二十条）

第四章 景観資源（第二十一条—第二十六条）

第五章 江戸川区景観審議会等（第二十七条—第二十九条）

第六章 景観まちづくり団体の登録等（第三十条—第三十二条）

第七章 表彰（第三十三条）

第八章 雑則（第三十四条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、水と緑豊かな景観、歴史ある景観等の良好な景観の形成又は保全に必要な事項を定めることにより、江戸川区（以下「区」という。）、区民及び事業者が協働して、我がまちに誇りを持てる美しい景観を創造することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 良好な景観の形成又は保全 区民が我がまちに誇りを持てる美しい景観を創造し、育成し、又は安全に保ち、維持することをいう。
- 二 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 三 工作物 建築基準法第八十八条に規定する工作物その他江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
- 四 区民 区内に住所を有する者及び区内の土地、建築物又は工作物の所有者及び権原に基づく占有者をいう。
- 五 事業者 区内において商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 区、区民及び事業者は、各々の責務を果たし、協働して水と緑豊かな景観、歴史ある景観

等の良好な景観の形成又は保全に取り組まなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、この条例の目的を達成するため、法第二条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、良好な景観の形成又は保全のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 区は、前項の規定による総合的な施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の意見を十分に反映するよう努めなければならない。

3 区は、公共施設等を整備するときは、良好な景観の形成又は保全における先導的な役割を果たさなければならない。

4 区は、区民及び事業者における良好な景観の形成又は保全に関する意識を高めるため、その普及及び活動の支援に努めなければならない。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念に基づき、良好な景観の形成又は保全に関する理解を深めるとともに、良好な景観の形成又は保全に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する良好な景観の形成又は保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に際して自ら良好な景観の形成又は保全に努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する良好な景観の形成又は保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国等に対する要請)

第七条 区長は、良好な景観の形成又は保全に必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を要請するものとする。

(都又は関係区市との連携及び協議)

第八条 区長は、東京都（以下「都」という。）及び関係区市と連携し、総合的かつ広域的な観点から良好な景観の形成又は保全に努めるものとする。

2 区長は、良好な景観の形成又は保全に必要があると認めるときは、都知事又は関係区市の長に対し、協議を求めることができる。

3 区長は、良好な景観の形成又は保全に関して、都知事又は関係区市の長から協議を求められた

ときは、これに応じるものとする。

第二章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第九条 区長は、良好な景観の形成又は保全に関する計画として、法第八条第一項に規定する計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）は、江戸川区全域とする。

3 区長は、景観計画を策定しようとするときは、区民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じなければならない。

(景観計画の変更の手続)

第十条 区長は、景観計画を変更するときは、区民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、第二十七条第一項に規定する江戸川区景観審議会（以下この章から第四章までにおいて「景観審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(景観計画の地区指定)

第十一条 区長は、景観計画区域において、地域ごとの良好な景観の形成又は保全を推進するため、次に掲げる地区を指定することができる。

- 一 景観軸
- 二 景観拠点
- 三 一般地域

2 区長は、法第八条第二項第二号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第三項に規定する良好な景観の形成に関する方針について、景観軸、景観拠点又は一般地域ごとに定めることができる。

一部改正〔平成二四年条例二四号〕

(景観軸及び景観拠点)

第十二条 区長は、次の各号のいずれかに掲げる地域を景観軸又は景観拠点に指定することができる。

- 一 線的に連続する特徴を持った景観がある地域
- 二 面的に広がりのある特徴を持った景観がある地域
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める地域

(一般地域)

第十三条 区長は、前条に規定する景観軸及び景観拠点を除く地域を一般地域として指定することができる。

第三章 行為の規制等

(事前相談)

第十四条 次条第一項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長に相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。

2 前項の規定による事前相談を行う者は、区長から当該相談に必要な書類の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(届出対象行為等)

第十五条 法第十六条第一項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、その届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を区長に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出の内容が景観計画に適合するものと区長が認めるときは、区長及び届出者はその届出の内容に基づき協定の締結を行わなければならない。

4 届出者は、第一項の規定による届出に係る行為に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を区長に届け出なければならない。

5 届出者は、前項に規定する行為を完了又は中止したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第十六条 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

二 法第十六条第一項各号に掲げる行為であって、景観軸、景観拠点又は一般地域ごとに、規則で定める行為以外のもの

(特定届出対象行為)

第十七条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、法第十六条第一項第一号及び第二号に規定する行為とする。

(指導)

第十八条 区長は、景観計画において法第八条第二項第二号に規定する行為の制限に関する事項を

定めるときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講じるよう指導することができる。

一部改正〔平成二四年条例二四号〕

(勧告及び公表)

第十九条 区長は、次に掲げる者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 一 法第十六条第三項に規定する景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しない行為の届出をした者
 - 二 第十五条第一項の規定に基づく届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
 - 三 前条の規定に基づく指導に従わない者
- 2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 4 区長は、第一項に規定する勧告又は第二項に規定する公表をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(変更命令等の手続)

第二十条 区長は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置（以下「変更命令等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

第四章 景観資源

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第二十一条 区長は、法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定又は法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

- 2 区長は、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該景観重要建造物等の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 区長は、法第二十七条第一項若しくは第二項又は法第三十五条第一項若しくは第二項の規定による景観重要建造物等の指定の解除をするときは、前二項の規定を準用する。

(景観重要建造物等の現状変更等)

第二十二条 所有者等は、景観重要建造物等の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところ

ろにより、あらかじめ、その旨を区長に申請し、許可を得なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該景観重要建造物等の現状の変更が良好な景観の形成又は保全の趣旨に反すると認められるときは、所有者等に必要な措置を講じるよう助言又は指導をすることができる。

(原状回復命令等の手続)

第二十三条 区長は、法第二十三条第一項の規定による原状回復命令等（法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(所有者等の変更)

第二十四条 景観重要建造物等について所有者等の変更があったときは、新たな所有者等は、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

- 2 所有者等は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第二十五条 法第二十五条第二項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 防災上の措置を講じること。
- 二 景観重要建造物の滅失又は毀損のおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議のうえ、必要な措置を講じること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。

一部改正〔平成二四年条例二四号〕

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な措置を講じること。
- 二 景観重要樹木の滅失又は毀損のおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議のうえ、必要な措置を講じること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。

一部改正〔平成二四年条例二四号〕

第五章 江戸川区景観審議会等

(設置)

第二十七条 良好な景観の形成又は保全に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として

江戸川区景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に意見を述べるものとする。
 - 一 第十条の規定による景観計画の変更に関すること。
 - 二 第十九条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表に関すること。
 - 三 第二十条の規定による変更命令等に関すること。
 - 四 第二十一条第一項の規定による景観重要建造物等の指定及び同条第三項の規定による景観重要建造物等の指定の解除に関すること。
 - 五 第二十三条の規定による原状回復命令等に関すること。
 - 六 第三十三条第一項の規定による表彰に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成又は保全に関して、区長が重要と認める事項に関すること。

（組織）

第二十八条 審議会は、良好な景観の形成又は保全に関する識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観アドバイザー）

第二十九条 区長は、良好な景観の形成又は保全を推進するため、良好な景観の形成又は保全に関する専門的知識を有する者を景観アドバイザーとして置くことができる。

- 2 景観アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第十四条第一項に規定する事前相談に係る指導、誘導、技術的支援等に関すること。
 - 二 区の公共施設等の整備に係る助言に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

第六章 景観まちづくり団体の登録等

（登録）

第三十条 区長は、良好な景観の形成又は保全に関する活動を積極的に行う者又は団体を、景観まちづくり団体として登録することができる。

- 2 前項の規定により景観まちづくり団体に登録された者又は団体は、当該活動内容等に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

（支援）

第三十一条 区長は、景観まちづくり団体に対して、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的支援及び助言をすることができる。

(登録の取消し)

第三十二条 区長は、景観まちづくり団体の活動が、良好な景観の形成又は保全の趣旨に反すると認められるときは、当該景観まちづくり団体の登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により景観まちづくり団体の登録を取り消したときは、その旨を当該団体へ通知するものとする。

第七章 表彰

(表彰)

第三十三条 区長は、良好な景観の形成又は保全に寄与していると認められる者又は団体を表彰することができる。

2 区長は、前項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

第八章 雑則

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（平成二十二年十二月規則第五十七号で、同二十三年一月十六日から施行）ただし、第十条、第十九条第四項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十三条第二項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第九条第一項の規定による景観計画の策定前においては、法第八条第一項の規定により都が定めた景観計画のうち、区の区域に係る部分を区の景観計画とみなす。

3 施行日前に東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）第十条第一項の規定により都知事になされた届出（区の区域に係るものに限る。）は、この条例の相当規定により区長になされた届出とみなす。

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に区長が定める。

付 則（平成二四年三月三〇日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。